

那須塩原市青木地区脱炭素先行地域における畜産バイオガス導入基本構想策定業務委託仕様書

1 業務名称

那須塩原市青木地区脱炭素先行地域における畜産バイオガス導入基本構想策定業務

2 事業の目的

本市は、「地域再生可能エネルギー活用による「那須塩原市地域循環共生圏」構築支援事業（令和2年度）」報告書において実現可能性を検討した「青木地区ゼロカーボン街区」をもって環境省脱炭素先行地域に応募し選定され、現在事業を進めているところである。当該報告書では、併せて畜産バイオガスを用いた発電事業についての実現可能性調査も実施しており、一定の条件のもとであるなら導入が可能と整理したところである。（地域再生可能エネルギー活用による「那須塩原市地域循環共生圏」構築支援事業は以下のURLのとおり）

<https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/material/files/group/17/houkokusyo.pdf>

これらの背景に基づき、畜産バイオガス発電を青木地区脱炭素先行地域内において、経済性を有し、かつ、市内はもとより全国に展開できるモデル性のある事業として導入することが重要であると認識している。

ついでには、酪農が盛んな青木地区で日々排出される家畜糞尿を資源として有効に活用し、本市酪農の持続可能性を高めるとともに、地域の脱炭素に貢献することを目的とする。

具体的には、本件業務では関係者へのヒアリングなどにより、青木地区における原料運搬収集方法や消化液の利用・経済性を見込める処理の方法などを検討し、関係者の理解促進を図りながら青木地区に適合した導入モデルとなる基本構想を作成する。次年度においては、関係者による協議の場をつくり、本事業の成果を活用したより詳細な原料運搬収集調査、消化液利用調査、用地調査などを実施し、内容を精査することにより、事業化の可能性について検討することを予定している。

3 履行の場所

那須塩原市青木地内

4 委託業務の内容

上記事業目的を踏まえ、以下の業務を実施する。

(1) 関係者ヒアリング

バイオガスプラントを運営する上で、必要な情報について、関係者へのヒアリング等による調査を実施する。

(2) 勉強会の実施

関係者の畜産バイオガスに関する理解醸成を図るため、勉強会を実施する。

(3) 導入モデルの作成

地域の営農体系にあった導入モデルを作成する。

導入モデルの作成にあたっては、活用可能な補助金の申請を見据えたものとする。

(主な項目)

- ・事業形態の検討（個別型/集中型）、用地の想定、事業スキーム、事業主体等の検討
- ・地域のバイオガス原料の混合（最大限バイオガスを発生させる配合物）について調査
- ・地域の農業体系（飼料の入手先や糞尿の処理方法など一連のサイクル）の調査
- ・原料運搬収集の調査
- ・消化液の利用・経済性を見込める処理等の検討
- ・設備導入・維持管理にかかるコスト・採算性の試算

- ・ 電気事業法やガス事業法等関連法規の整理及び法制約に係る検討
- ・ 設備導入等に活用可能な国の補助金等の整理

(4) 報告書の作成

本業務を受注後、(1)～(3)の業務全般に関する全体計画を作成し、委託者に速やかに提出する。

なお、上記(3)において整理した報告書について、次年度補助金の申請を見込んでいることから補助金の申請に適合した書式を提出すること。

5 成果物

- ・ 業務報告書：正本1部
- ・ 電子媒体（業務報告書の電子データをCD-Rに記録したもの）：1部
- ・ 打合せ記録：一式

6 履行期限

契約日の翌日から令和7年3月28日まで

7 提案上限額

15,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

8 支払い条件

精算払

9 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、再委託により効果的に業務の目的の達成が図られるもので、あらかじめ市の承諾を得たときはこの限りではない。その場合、費用の合計額の50%を超えるものを第三者に再委託、または請け負わせることはできない。

10 その他

- (1) 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間終了後も含めて他に漏らしてはならない。
- (2) 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合せを綿密（月1回程度を基本とする）に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。
- (3) 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、市の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
- (4) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
- (5) 成果物に契約不適合があった場合は、市の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により事業を実施するものとする。